

下関市立大学大学院研究科委員会規程第2条第3号に規定する研究科長が
研究科委員会の意見を聴く事項

下関市立大学大学院研究科委員会規程（平成19年規程第10号）第2条第3号に規定する学長が定めるもののうち、研究科長が下関市立大学大学院研究科委員会に意見を求める事項は、次のとおりとする。

1 組織運営に関する事項

- (1) 大学院点検評価委員会委員の候補者を選ぶこと。
- (2) 大学院入試委員会委員の候補者を選ぶこと。

2 教育研究審議会に関する事項

- (1) 次に掲げる事項に関して教育研究審議会で審議される内容を確認すること。
 - ア 中期目標について市長に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、下関市立大学大学院（以下「大学院」）の教育研究に関する事項
 - イ 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学院に係る教育研究に関する事項
 - ウ 重要な規程の制定及び改廃に関する事項のうち、大学院に関する事項
 - エ 大学院の教育課程の編成に係る方針に関する事項
 - オ 大学院の学生の円滑な修学、進路選択等に必要な助言、指導その他の支援に関する事項
 - カ 大学院の学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位に係る方針に関する事項
 - キ 大学院の教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - ク その他大学院の教育研究に関する重要事項

3 教育研究に係る規程に関する事項

- (1) 大学院に係る規程（教育研究審議会で審議される規程を除く。）を制定及び改廃すること。

4 学修に関する事項

- (1) 教育研究課程を編成すること。
- (2) 研究指導教員を変更すること。
- (3) 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科協定に伴う単位互換制度の科目を履修すること。
- (4) 修士論文の審査にあたり他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しく

は研究所等の教員等を審査委員に加えること。

5 教員の研究業績・評価に関する事項

- (1) 大学院研究指導委員会委員以外の者を大学院資格審査委員会委員に加えること。
- (2) 経済学研究科の講義を担当する教員の資格審査に係る教育研究業績を審査すること。
- (3) 経済学研究科の演習を担当する教員の資格審査に係る教育研究業績を審査すること。

6 その他の事項

- (1) 研究生の指導教員を決定すること。

以上